参考資料３１１

　　　　 　 志健第２５８号

平成27年1月26日

志木市国民健康保険運営協議会

会　長　　小　山　博　久　様

　志木市長　　香　川　武　文

志木市国民健康保険事業の運営について（諮問）

　志木市国民健康保険に関する規則第２条の規定に基づき、別紙のとおり貴協議会の意見を求めます。

１ 諮問理由

　国民健康保険制度は、地域住民の医療を確保する制度として、国民皆保険制度の基幹的な役割を果たす重要な役割を担っているものであり、将来的にも持続可能なものである必要があります。

　しかしながら、現状は、加入者の高齢化やそれに伴う国民健康保険税収入の減少、医療の高度化に伴う一人あたり給付額の増加という、本市のみならず全国的な国民健康保険の保険者が抱える、制度上の構造的な問題を抱えております。

　本市でも、近年の予算編成にあたり、一般会計から多額の「その他繰入金」を国民健康保険特別会計に繰入れて予算編成をせざるを得ない、「その他繰入金」に頼った国民健康保険事業の運営になっております。

　一般会計からの多額の繰入は、市民の２７%の国保加入者のために、国保以外の健康保険に加入する市民にも負担を強いることであり、税負担の公平感を鑑みますと、その縮小に努めることが保険者の責務であると考えます。平成２７年度以降の国民健康保険事業の運営につきましても、一般会計からの一定の繰入は必要との認識ではありますが、今後も引き続き一般会計から一定額の繰入を行うには、国民健康保険以外の健康保険に加入している市民の理解を得る必要があります。

そのためには、支払い能力のある加入者は応分の税負担をすべきとの観点から、課税限度額の引き上げをお願いしたいと考えております。

また、現在、政令で定めている課税限度額は８１万円であり、本市で定めている課税限度額は６９万円と、現状で１２万円の差が生じておりますが、さらに国では、平成２７年度にも課税限度額の引き上げを予定しております。

つきましては、本市の国民健康保険財政の健全な運営を図るため、次のとおり諮問いたします。

２ 諮問事項　　国民健康保険税の課税限度額の改定について

　　　　　（基礎課税額分、後期高齢者支援分、介護納付金分）

(1) 諮問の内容

国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。

(ア) 基礎課税額分限度額を５１万円に改める。

(イ) 後期高齢者支援分限度額を１４万円に改める。

(ウ) 介護納付金分限度額を１２万円に改める。

(2) 改定時期

　平成２７年度から改定する。